

議案第二十六号

港区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提出者 港区長 清 家 愛

港区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

港区子ども・子育て会議条例（平成二十五年港区条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「及び特定地域型保育事業」を「、特定地域型保育事業及び支給対象小学校就学前子どもに係る乳児等通園支援」に改める。

付 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（説 明）

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）の施行による子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の一部改正に伴い、乳児等通園支援の利

用定員を定めようとするときに区長に意見を述べることが港区子ども・子育て会議の所掌事項とするため、本案を提出いたします。